

四日市市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第4号

四日市市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

四日市市職員の育児休業等に関する条例（平成4年四日市市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(ウ) (略)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）</u></p> <p>(ウ) (略)</p>

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。））（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ （略）

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日））において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ （略）

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)及び(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方公務員等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方公務員等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア及びイ (略)

第2条の4 (略)

(1)及び(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方公務員等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方公務員等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6か月に達する日

ア及びイ (略)

第2条の3 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の
条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例
で定める特別の事情は、次に掲げる事情
とする。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の
休業を始め、又は出産したことによ
り、当該育児休業の承認が効力を失っ
た後、当該産前の休業又は出産に係る
子が次に掲げる場合に該当すること
となったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居
することとなった場合

(2) 育児休業をしている職員が第5条
に規定する事由に該当したことによ
り当該育児休業の承認が取り消され
た後、同条に規定する承認に係る子が
次に掲げる場合に該当することとな
ったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）
第817条の2第1項の規定によ
る請求に係る家事審判事件が終了
した場合（特別養子縁組の成立の審
判が確定した場合を除く。）又は養
子縁組が成立しないまま児童福祉
法第27条第1項第3号の規定に
よる措置が解除された場合

(3) (略)

(4) (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の
条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例
で定める特別の事情は、次に掲げる事情
とする。

(1) 育児休業をしている職員が産前の
休業を始め若しくは出産したことによ
り当該育児休業の承認が効力を失
い、又は第5条に規定する事由に該当
したことにより当該育児休業の承認
が取り消された後、当該産前の休業若
しくは出産に係る子若しくは同条に
規定する承認に係る子が死亡し、又は
養子縁組等により職員と別居するこ
ととなったこと。

(2) (略)

(3) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

(8) (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当すること

(4) (略)

(5) (略)

(6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。

(7) (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

となったこと。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(部分休業の承認)

第21条 (略)

2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間（次項において「育児時間」という。）又は勤務条件に関する条例第12条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(部分休業の承認)

第21条 (略)

2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間（次項において「育児時間」という。）を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間を承認されている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

合にあっては、当該時間を超えない範囲
内で、かつ、2時間から当該育児時間又
は当該介護をするための時間の承認を
受けて勤務しない時間を減じた時間を
超えない範囲内で) 行うものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(総務部人事課)